

鳥取市まちなか空き家の担い手育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まちなか空き家の担い手育成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中心市街地」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の規定に基づき認定され、現に計画期間内にある鳥取市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、中心市街地の空き家の利活用に取り組むまちづくり団体等の育成及び地域における空き家利活用の機運醸成を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、中心市街地においてまちづくり活動を行う団体、まちづくり協議会、鳥取市自治連合会に登録してある自治会及び町内会並びに鳥取市に主たる拠点をおく特定非営利活動法人（以下「団体等」という。）とし、法人格の有無は問わないものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 中心市街地の空き家利活用に向けた調査等に要する次に掲げる経費
 - ア 専門家による調査・報告等に係る経費
 - イ 先進地事例の調査・報告等に係る経費
 - ウ その他調査等に必要な経費（委託料、報償費、旅費、使用料及び賃借料、役務費、需用費等。ただし、団体等の運営に要する経費を除く。）
- (2) 中心市街地の空き家利活用に向けた計画策定等に要する次に掲げる経費
 - ア 検討会の開催等に係る経費
 - イ 専門家への委託に係る経費
 - ウ その他計画策定等に必要な経費（委託料、報償費、旅費、使用料及び賃借料、役務費、需用費等。ただし、団体等の運営に要する経費を除く。）
- (3) 中心市街地の空き家利活用に向けたワークショップ、勉強会等の開催又は参加に要する次に掲げる経費
 - ア 講師に係る謝金、旅費等
 - イ 研修会への参加に要する負担金・旅費等
 - ウ その他ワークショップ等の開催に必要な経費（委託料、報償費、旅費、使用料

及び賃借料、役務費、需用費等。ただし、団体等の運営に要する経費を除く。)

(4) 中心市街地の空き家利活用の促進を目的とした団体活動に要する次に掲げる経費

ア 相談窓口の設置等に係る経費

イ 空き家の維持管理活動に係る経費

ウ その他地域の空き家利活用の促進を目的とした団体活動に必要な経費（委託料、報償費、旅費、使用料及び賃借料、役務費、需用費等。ただし、団体等の運営に要する経費を除く。）

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、1事業者当たり60万円を限度とする。

2 補助対象事業は本補助金の交付決定後に着手し、当該補助金の交付決定があった日の属する年の年度末までに完了しなければならない。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）と前条第1項に掲げる補助限度額のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する30日前までに規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 事業収支計画書（様式第2号）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 申請者は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかるわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項に規定する申請書その他の書類を受理したときは、速やかにこれらの書類を審査して本補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 本補助金を交付することができないと認めたときの規則第7条第3項の通知は、鳥取市まちなか空き家の担い手育成支援事業補助金交付却下通知書（様式第4号）によるものとする。

3 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第7条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後は、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

4 規則第11条第1項ただし書の規定による概算払を請求する場合は、鳥取市まちなか空き家の担い手育成支援事業補助金概算払申出書（様式第5号）により申し出るものとする。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
- （実績報告等）

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3号）

- (2) 事業収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の区分に応じて、事業成果が把握できる下記の資料

ア 調査報告書等

イ 策定した計画書等

ウ ワークショップ等の開催に係るホームページ、パンフレット又は報告書等

エ 団体活動の状況が分かる写真等

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告は、補助対象事業の完了後1月以内の日又は補助対象事業の完了日の属する年度内のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定仕入控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。